

令和6年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会(概要)

- 開催日時: 令和6年9月13日(金)午後2時～午後4時
開催場所: 滋賀県大津合同庁舎7階7A会議室(オンライン同時開催)
出席委員: 宇野委員、上ノ山委員、福田(正)委員、白石委員、磯部委員、桜井委員、
清水委員、嘉瀬委員、中塚委員、柏原委員、石井委員、東條委員、
吉田委員、徳田委員、田中委員、吉原委員
事務局: (特別支援教育課) 左谷課長、安井参事、山内参事、平井主査、
廣部指導主事

【会議概要】

- ・開会挨拶
- ・委員紹介
- ・会長選出 白石委員
- ・副会長選出 嘉瀬委員
- ・滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

- ・議事
 - (1)本県における特別支援教育の現状と課題・施策について(資料2)
 - (2)今後の本県特別支援教育の取組について(資料3)
 - 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定に向けて
 - (3)就学指導の課題と具体的取組について(資料4)
 - 「知的障害の程度に関する統一的な指標」の改訂について

《議事(1)本県における特別支援教育の現状と課題・施策について、事務局より説明》

(会長)

ただ今の事務局からの説明について、御質問のある方があればお出しいただきたい。臨床のお立場で、何か今の特別支援教育の状況についてお感じのことなどあれば教えていただけるとありがたい。

(委員)

私は特別支援学校と小学校の学校医をしているが、確かに特別な支援が必要な児童生徒の数が増えてきているのはまちがいないと思う。先生の対応と学校の対応がかなり難しくなっているのも事実だと思っている。

(委員)

最近、特別支援学級に入るに際して診断書がほしいというようなことを言う方が増えて

いるが、医療現場ですごく困ることがある。「自閉症・情緒障害特別支援学級に入りたいので自閉症の診断がほしい」と言われても、自閉症でないのに自閉症と言うわけにはいかないので困っている。

もう一つ、最近、学校でしたWISCでIQが70くらいで通常の学級となったケースを3例ほど見た。市の教育委員会に共有されているだろうが、そういうことが増えてきたという印象がある。その辺りについて御意見があればお願いしたい。

(会長)

自閉症等の診断をほしいというのは、小学校に入学する時点でほしいという方が多いということか。

(委員)

それより途中のケースのほうが多いように思う。

(会長)

それではIQ70くらいで通常の学級というあたりで、何か御意見や状況を御存じの方がおられれば。あるいはそのことについての御意見等あるか。

(委員)

今、来年の4月から1年生になる子たちの審議の答申が出て保護者にも伝えている最中だが、答申で出た結果に対して最終は保護者が自閉症・情緒障害特別支援学級を選ぶのか、通常の学級を選ぶのかというところがあるので、もしかすると保護者の思いとして通常の学級を選ばれた方なのかもしれない。

(会長)

増えているという実感はあるか。

(委員)

件数的に年々増えてはいるが、保護者とそれまでに丁寧に個別の教育支援計画をもとに子どもの特性への理解や合意形成を図っているところは納得してもらえるが、母は納得されても家族の事情等がある等、その間で悩まれる保護者はおられるという実感がある。

(会長)

そういうお子さんがもしかすると、先ほどの話の「途中から」ということで入級を考え、診断書をということなのかもしれない。

(委員)

小学校から中学校に上がる時に、知的障害特別支援学級から通常の学級に変わる方がいる。知的障害特別支援学級の場合は教育課程が変わるので、保護者は高校受験や進学を考え、教育課程が変わることをとても悩まれることがある。就労まで考えると高等養護学校という選択もあると思うが高校卒業資格にこだわられる場合は知的障害特別支援学級よりも通常の学級を考えられる方もおられるかと思う。

(会長)

「高校卒の資格を」と考えられる保護者が多いということだろう。

そういう中で、いずれを選んだとしても、そこで教育が十分に受けられるような、そのためにどういう課題があるのかも考えていかななくてはいけないと考える。

《議事(2)今後の本県特別支援教育の取組について、事務局より説明》

(会長)

ただ今の説明について、御質問はないか。

それではまず、構成や基本理念、ハニカム図等について御意見をいただきたい。後ほど、具体の取組について、それぞれのお立場から意見をいただきたい。

欠席の委員からは柱の2番目と4番目の違いが少しわかりにくいということであったが、2番目は切れ目なくずっとつながっていくようなところが重点で、4番目が環境といったところである。

(事務局)

さらに、委員からは『切れ目のない指導・支援』というのは、引継ぎであるとか、支援計画といったものが連想されるような内容かと思う。現状の『発達段階に応じた指導の充実』という視点が少し見えてこないのではないか」という御意見もいただいている。指導の充実ということも位置付けたいと考えているので、名称はやはり元の通りでもよいのかということも考えている。

(会長)

「発達段階に応じた」と「切れ目のない指導・支援」は確かにニュアンスが違う。関連して、または、他のところでもどうか。

(委員)

次期計画の構成イメージとして資料が示されていて、文言についても触れられ、そのことも踏まえてだが、例えば「社会的職業的自立」の中で「キャリア教育の推進」ということが挙げられているが、私どもの学校でもキャリア教育とはどういうことかということをもっと研修していかないといけないところ。学校の教員がキャリア教育というものをどのように捉えているかということをもっと今一つしっかりと捉えられていないかと思う。巷では「キャリア教育」という言葉が溢れているが、実際、その中身が本当に分かっているかということをもっとしっかりと捉えていかないといけない。言葉がひとり歩きせずに「これはこういうことだ」ということのしっかりとした押さえが必要かと思う。

あわせて「適切な就学相談」とあるが、これもどういった就学相談が適切なのかということをも我々がしっかりと考えないといけない。最後「共生社会の形成」とあるが、どういう社会をイメージしているかということは、ここにいる者もそれぞれ違う。決して一つにまとめるということではないが、イメージできるような例えば「滋賀県ではこういうことをめざしている」というところを、障害福祉課等とも連携が必要かと思うが、こうした一つひとつの言葉をしっかりと押さえっていくことが大事だと考える。

(会長)

本当にそうである。文言だけが並んで理想だけが掲げられているけれど、なかなか実感できないのではなく、私たち自身がその中身をしっかりと捉えていけるようにという大切な御指摘をいただいた。

「キャリア教育」というとどんなイメージか。確かに説明しにくいところはある。そう考えると「社会的・職業的自立の実現」のほうが説明しやすいかとも思う。特別支援教育に関する文言を「第4期滋賀県教育振興基本計画」等と統一するということだが、なぜそのほうがよいのか、もう少し説明いただきたい。

(事務局)

本年度から滋賀県教育委員会全体で「教育大綱」「第4期滋賀県教育振興基本計画」が5年間ということスタートしているが、この中で、これまでの第3期では特別支援教育の「推進」であったところが、第4期では「充実」に変わっている。10年前にプラン・ビジョンが策定された時には、より具体的な内容でみなさんにもっと特別支援教育を知っていただき取り組んでいこうというところで、非常に具体的なわかりやすい言葉で作られていると感じる。今回「充実に向けて」というところの項目が7つある。少しずつみなさんの中で特別支援教育が浸透して、滋賀県の中でも色々なところで特別支援教育を受けたいと希望され、専門性を期待されるということが高まってきているのかと思うところでの新しいプラン策定となるため、少し前進したような言葉にしていくという意味で、教育振興基本計画と同じ言葉にすることで、大きな滋賀県の目標をより具体的にしたものが「実施ビジョン・プラン」であるという構成にしていきたいと考えたところ。ただ、皆様がおっしゃるように、言葉としてひとり歩きするよりは、より中身を皆で押さえ直すことも大切ではないかということもあるので、これが取り組んでいただいているみなさんの指針やガイドラインになっていくようなものだとすると、言葉の選び方や概念を一致させるということでは大切にしていけないといけないと改めて感じている。

(会長)

関わってでも、他の観点からでも、いかがか。今の教育振興基本計画と必ずしも一致させることありきではなく、文言はさらに検討をしていくということではどうか。

それでは具体の取組のほうに話を進めながら、その中でそれぞれのところで感じておられる課題も含めて出していただき、より具体の取組の中身が膨らんでいけばと思う。表でいうと一番右のあたりに関わると思うが、いかがか。それぞれの立場から御意見いただきたい。

(委員)

2点伝えさせていただく。

4の「多様な学びの機会の確保、特別支援教育の実施体制の確保」の中で「障害者理解や交流及び共同学習の一層の推進」、これは障害者理解も一層の推進ということになるか。障害者理解をどう一層推進するのか、私もイメージできず、例えば交流及び共同学習

を一層推進する中で、障害者理解を深めていくということならわかるが、その捉え方を教えていただきたい。あと、障害者理解が必要なところはあるが、私の学校でも中学校から上がってくるお子さんで進学先として本当は望まない中で来たという話もある。保護者や本人が進路決定に向けて納得した上で、というところができるていないということがあるかと思う。自身の障害理解や保護者の障害理解が必要ということで、障害者理解だけでなく障害の理解も大事な視点だと思う。あと、特別支援教育の理解ということも、もう少しやっつけていかないといけないと感じている。

もう一つだが、その下「障害のある人を支援する関係機関の連携」の中で、「特別支援学校のセンター的機能のさらなる発揮」とされているが、「さらなる発揮」ということは、今どういう課題があってこれが出てきているのかを示さないと、もっとがんばれと学校の教員に求めてしまうことになり、なかなかそこも厳しいというところもある。今どういう課題があり、もっとこうしていかないとダメという表現にしてもらわないと、それを見た学校の先生方がどう捉えるのかと考える。この「さらなる発揮」とはどういうイメージをもたれているのか、教えていただきたい。

(会長)

ではまず4番目の柱の一番下、「障害者理解や交流及び共同学習の一層の推進」に関わってだが、これについては何かあるか。

(事務局)

この枠については、これまで御意見をいただいたこと、色々な取組の中で出てきた新しい課題や具体的取組の一例として書かせていただいている。どちらかという、みなさんに「こんな視点で取り組んでいただけないか」ということで、例えばこんな視点でということを書いている。おっしゃっていただいたこともなるほどと思うので、書き方を改める部分もある。「さらなる発揮」のところでは、場面を広げていくというようなことに今取り組んでいるところで、特別支援学校のセンター的機能というのは、もう随分あちこちで、あるいは盲学校、聾話学校についても全県的な取組ということでセンター的機能を発揮していただいているところだが、今年からは高等学校に対しても高等養護学校に頑張っていたところがあるので、これは年次的に場面を増やしていくということを検討している。

(事務局)

今、委員がおっしゃったような、障害者理解をどう進めていくのかというところは、交流及び共同学習を一層推進する中で、さらにそういった取組を積み重ねていくことで、障害者理解を進めるという意味が大きくあるのかと考えている。また併せておっしゃった障害の理解、特別支援教育の理解についてもやはり欠かすことのできない内容になるのかと思う。このプラン、ビジョンはそういう考え方もしっかり踏まえながら、今後進めていく必要があると感じた。「センター的機能のさらなる発揮」とサラッと書かせていただき、少し乱暴なところがあったかもしれない。先ほどの「特別支援教育の現状」の中でも、地域の小

中学校での特別支援学級また通級指導教室の対応の児童生徒の増加、また、特別支援学級を卒業した生徒が半分以上、高等学校に進まれている現状の中では、本当に特別支援学校の果たす役割は相当高い、期待されている部分がかかなりあると思っている。それはやはりこれまで特別支援学校が築いてきた専門性といったところを学校の中だけではなく、特別支援教育を必要とする子どもが地域の学校にたくさんいる現状の中では、使命として、より期待されているところが大きいのだろう。ただ、そのためには特別支援学校も、先生方、資源が限られているというところでは人の問題、また手法、オンラインであったり様々な工夫をする中で、この「さらなる発揮」という部分は懸かってくるだろうと思っているので、どのように発揮していったらよいのか、具体的な発揮の仕方、それに係る課題等も併せてたくさん御意見いただければありがたい。

(会長)

先程、委員は、障害の理解についておっしゃったが、この辺りは本人のということか、学校の中でということか、そのあたり何か感じておられることはあるか。

(委員)

本人は「本当は養護学校に来たくなかったが行くところがなくてここに来た」、保護者も御自身のお子さんの状況ということをどう理解されているのかということでは、もう少し手を差し伸べていくということが必要なのかと感じている。

(会長)

それなりに特別支援教育も進んできている中で、特に年齢が小さければ小さい程、本人が支援されているという自覚も何もなく支援があり、その辺りがだんだん思春期、青年期となっていく中で、どこかで自己理解が進んでいくきっかけが必要になってくるのだろうと思う。そういう意味での本人の障害理解というのは、自立活動やいろんなところでされていることかと思うが、課題でもあるのかと思う。

関わってどうか。さらにこういうことがあるといいのでは等あれば、アイデアも含めて出していただければと思うが、どうか。

(委員)

先程出てきた特別支援学校のセンター的機能に関連してだが、私たちは福祉の分野では、センター的機能というのがどういうことなのかを知る機会がとても限られており、関係機関等から実際にどういうことをこの機能の中で役割として担ってもらえるのかということ電話をいただく。直接特別支援学校に電話をされると、先生がとても忙しくてそこまで手が回らないとか、具体的には例えば診断がまだ出ていない方で特性がかかなりみられるので検査をしてもらいたい、市町のセンターもいっぱい、どこで検査をしてもらえるのかという声もあるが、それぞれの学校の事情があると思うので、この学校ではこういうことができる、あの学校ではこういうことができるというようなことを、地域の自立支援協議会の単位などで、この圏域のこの特別支援学校ではこのような役割を担えますというようなかたちで関係機関にわかるように周知していただくと、それに伴って福祉機

関との連携も進むのではないかと思う。

(会長)

既にされているセンター的機能でも、十分に周知されていないというところや、福祉との連携というところで御意見をいただいた。それぞれの学校の先生方のところで、どうか。

(委員)

県内に一つなので、教育相談的なことを聾話学校が北部でされるときは、盲学校の教室を使われる。逆に盲学校の教員が教育相談ということで、大津や琵琶湖の向こう側まで行っていることもある。先ほど委員もおっしゃったが、「さらなる発揮」というのをそのまま見せると「やっている」ということになるかも。知肢併置の特別支援学校だとそれぞれ近くの学校ででき、電話やオンライン等あるが、盲学校の担当教員にオンラインでできるのか聞くと、「見えないといっても色々ある。どう見えないのか、見え方も色々あるので、オンラインでは無理です。」ということだった。県内一つしかないということで、自分たちが常に責任をもっているということは強く感じているので、色々取り組んでいただいている。

(会長)

地域支援ということで、学校が入っておられることは増えているのでは。

(委員)

人の話になってしまうが、専任ではない。担任しながらなので、朝から教育相談に行き、帰ってからまた授業をするということがある。

(委員)

聾話学校については少し違い、専任の教員が聴覚障害教育支援センターに5名おり、相談業務に対応している。5歳児までが就学前の対象年齢になるが、0～2歳児が3名、3～5歳が1名、全体ということで1名。外に出ていく件数も全県的に保育園、幼稚園の支援、小学校、中学校。高校は少ないが18歳までの相談を全て一手に受けている。年々相談は増えており、延べ件数で言うと4,000件くらい引き受けているので、フル活用である。聾話学校の一角にある聴覚障害教育支援センターについては、測定の機器も揃っており、測定しながらアドバイスをしている。新生児はスクリーニング検査で聴覚の検査が、小児保健医療センターが中心となり行われ、そこでリファアとなった方については聾話学校の相談業務を勧められるので、早期から聾話学校と関わるシステムができている。やはり本校は南部にあるので、北部の方でできるだけ相談業務を受けるといふかたちで盲学校の教室を借り、出掛けて行って相談業務を受けている。医療の進歩、人工内耳の進歩や補聴器の進歩によって、聞こえがよくなるとどうしても集団を求めて小学校の通常の学級や難聴学級への就学が多くなり、それに伴い聾話学校の在籍数も少し減っている。全県的に考えると、聾話学校が全ての聴覚障害の子どもたちをみているという形である。

(委員)

高等養護学校については、これからという状況である。県内に高等養護学校は4校あり、長浜北星、甲南、愛知、北大津。それぞれの地域の高等学校の教育相談や、この先の話になるが、高校の中での自校通級や巡回通級などの通級による指導で、その辺りの役割を果たしていくことになるのかと思う。

(会長)

高校の通級ともつながりあって、ということか。

(委員)

この先、高校と高等養護が連携して進めていくことになるのかな、というところ。

(委員)

入学されてからの困り感というのは、なかなか本人も言いにくい部分もあり、大体1学期期間中までは様子を見て、寄り添うようなかたちで指導している。一部の高校には特別支援教育支援員をつけていただいております、午前中は1年生に全て入ってもらっている。生徒の困り感を把握し、夏休みにまとめ、2学期からどうしていこうかということをお話している。今年始まった高等学校特別支援教育体制整備事業にも協力いただき、高等養護学校の先生方にお世話になっている。本校の授業を見ていただき、それぞれの生徒に関わるケース会議をさせていただき、生徒たちの理解を深め、今後どのような指導にもっていくのかということをやっている。なかなか生徒の困り感というのは個別に対応しなければいけないこととできることの把握が難しいということがあり、特別支援教育コーディネーターを中心に広範囲にがんばってくれており、小さな学校のため、何とか動いているが、教員数も少なく、全てに対応することが難しくなっている。個別の教育支援計画を半数程度の生徒に作成しており、人の問題というのは大きくなっている。

(会長)

半数近い、ということか。手帳を持っている生徒も結構いるのか。

(委員)

正確な数ではないが、何人かいる。そこも保護者となかなか意見が合わないことがあり、個別の教育支援計画も引き継いでいるが高校からは作らないと言う方がおられる。手帳もかたくなに取りませんと言う。本校を卒業後、就職を考えておられるところは一般就労をなんとかとおっしゃる、なかなか合格が難しいこともあり、ちょうど9月17日から就職試験が始まるのでその様子を見て、考えなければいけない課題だと考える。

(会長)

今の辺り、先程もあつたが福祉との連携とも関わってくるところかと思う。関連していても別のところでも結構なので、それぞれ出していただければ。

(委員)

福祉との連携で、特にその「切れ目のない指導・支援」というところだが、児童発達支援センターが出来て、療育がかなり民間にも広まってきた。滋賀県は従来の福祉圏域から引き続いて療育教室があり、かなり幼児期の障害児への支援はしっかりしてきたかと思

うが、切れ目がないという点では、幼児期の療育をしっかり引き継いで小・中学校へという視点も入れていただきたいと思う。学童期から特別支援教育なので、管轄が違うというのはあるが、福祉との連携であるとか色々なことを考えると、もう少し小さい時からの関係機関との連携など、そういう文言があればいいと思っていたが、いかがか。

(委員)

わたしも同じで、幼稚園の段階で発達支援センターの先生にたくさんお世話になりながら、発達のことを保護者とともに理解し、どう支援するかと考えながら、個別の教育支援計画を立てているが、次、就学となったら、保護者としては「もっとこの先生に相談したい」というところはあっても一旦学校に行くと学校での相談体制がある。保護者が求められるなら連絡してよいと言ってくださっていて、保護者自ら行かれることもあるが、今までのように園から支援センターにつないでというところがプツツと切れるということは感じていた。5番のところの右側には「医療・保健・福祉とのさらなる連携」と書かれているが、いろいろと感じるところがある。

事前にこの資料を見たときに、いろいろな保護者の悩みを思い返していた。先ほども申ししたが、今、この子の特性を知って「この子はこれからどういう人生を歩んでいくんだろう」、それこそ「自分が死んだ後どうなるんだろう」「社会に出たら仕事に就けるんだろうか」とか、色々な心配をもっておられる保護者に、言葉だけでなく、滋賀のめざすビジョンとして何か、子どもも保護者の方も夢をもてるような、夢が描けるようなプランが出るとよいとタイトルを見て考えていた。

キャリア教育という部分でも、自分の障害や特性を知るということも大事だと思う。人がいっぱいいるとざわざわするとか、音がいっぱい入って集中できない、そうしたらヘッドフォンを付けるとか、自分の特性を知って「こうすれば大丈夫」という支援を、本人も心得ているとよい。そのためには、親も先生もそれを知っていて、「それをしたら、あなたは大丈夫」「あなたの持ち味がこうすれば出せるね」と、持ち味に自信がもてるキャリア教育になればよいと思う。それこそ教育から離れ社会に出た後、働き自立していかないと一人で生きていけない。そこにつながるような持ち味を生かすような支援がつながっていけばよいと思った。ここで考えるのは、その子の持ち味をどう育てていくかということと、その子が出ていく社会をどう育てるのかという部分。わたしは初めて「しがごと検定」「しがごと応援団」というのを知った。社会に出てもあなたの持ち味でこういう仕事ができるとか、安心して働ける職場があるとのこと。そんな職場がつながるように、学校や園生活の中で、その子を取り巻く集団を育てていく必要が私たち教師にはある。その子が育つということと、その周りをどう育てるのかということを二本柱で考えるとよいと思う。

先程2番と4番が似たような文言という話が出ていたが、2番はその子が育っていく縦軸、その子の持ち味、よさが出せる環境を次のステージでも引き継いでいけるという意味かと思う。4番はその横軸。その子を育てる先生が、悩んだり3番でいっぱい自分も勉強し

たりして、どういう支援、授業をしたらいいかと考え、それに困るときには4番の横軸で、合理的配慮コーディネーターや色々な人と相談しながら育てていく。縦軸と横軸なので、文言は似ているけれど違うと思いつながりながら見ている。

(会長)

今の横軸の話だが、5番も横軸というところが少しある。この辺りが、しっかり趣旨が伝わるよう、より整理されていくとよいと思う。

あと今、委員から出していただいたが、滋賀県の場合、就学前に早期発見・早期対応ということがずっと言われてきた中で、やはりその時期に療育等とつながっている保護者の場合、障害理解も進んでいく。そう考えると、就学前からのつながりの中で考えるとなった時に、今の2番辺りにそういう項目も何か入っているといいのかもしれないと感じた。

それから、持ち味や本人の自己理解だけでなく、社会の側という両面から考えていくということで、先程の「障害者理解」等、御意見もあったが、その辺りもさらに「社会の中の」というようなところは、どこに入るか、4番5番などか、その辺りも。

(委員)

総合教育センターの研修においては、それぞれの教育力の支援ということで研修を組み立ててさせていただきたいと考えている。6番の「特別支援教育相談」で、市町の保護者や本人、先生方に活用いただくということで、最近は個別の指導計画の書き方や、就学相談においても相談員と連携して活用いただいているというケースもあり、そちらの方にも力を注いでいるところである。先程もあった個別の指導計画の効果的な指導や支援の充実が必要ということで、連携して取り組んでいきたい。

(会長)

個別の指導計画の書き方を一緒に、というようなことは増えてきているのか。

(委員)

そうである。書いておられないケースやどのような書き方が必要かということが相談に上がってくるようになった。

(委員)

6番の「適切な就学相談の推進」というところで、就学相談に関わってきたが、毎年毎年人数が増えてきて、審議についてもなかなか時間が、一人何分というところで、100人を超える人数を何日間かに分けてやっている。先程委員が言われたIQ70だけれど通常の学級へという状況は数字だけでなく、エピソード等も含めて通常の学級でいけるだろうという判断になることもおそらくあるだろうと思っている。結局、中学校に来た時点でしんどくて、もう一度審議ということで、先程おっしゃったように病院に行って診断書をもらえればなんとかなるんじゃないかというようなことではないかを感じている。

また、相談もすごく多い中、学級数も増え、今度は学校の中で担任をつくらなければいけないというところで、なかなか難しい状況で担任していただくこともある。そういった中で、キャリア教育という部分で通常の学級の先生方も中学校の先にどういう進路があるか

というのをなかなか知っていない、特別支援学級の子たちに将来どういう進路先があるかということは、なかなか周知できていないところがあるので、もっと教員にキャリア教育の部分で進路についての情報共有ができる場というのは欲しいと思う。

(会長)

教員の特別支援教育に関わる専門性の向上をどうするかということと、キャリア教育に関わっての情報共有、その辺りを課題として出していただいた。

(委員)

今の話にも関わるかもしれないが、小学校から入学して来られるときに、大体毎年11月ぐらいに、来年度入学する予定の答申の出たお子さんたちに、体験学習という形で来てもらい、中学校の説明や体験学習をしてもらっている。保護者にも中学校の特別支援学級ってこういうところで、教育課程はこうなっていますという話をさせてもらうが、その時に「滋賀の特別支援教育」という県の冊子をコピーして渡し、養護学校や高等養護学校の一覧も出ているので説明させてもらう。知的障害特別支援学級のお子さんの保護者は「進学先は、こんなに色々あるんだ。」という感じで見ておられるが、自閉症・情緒障害特別支援学級の保護者さんたちが、その学校は知的障害の対象の学校だということで、「うちの子は、進学先が高等学校になるが、今のこの状況で高等学校でやっていけるのだろうか。」ということをたいへん心配され帰っていかれるのを毎年見ている。「切れ目のない指導・支援」というところの具体的な取組にもあるように、「高等学校における特別な教育課程の編成に関する研究の推進」等書かれているのを見させてもらったが、自閉症・情緒障害特別支援学級を卒業した後、高等学校に進学した子たちがどういう状況になっているかということがなかなかつかめない。中高連絡会等でどうしているか聞くこともあるが、全て把握できるわけではなく、自閉症・情緒障害特別支援学級の保護者が見て、希望がもてる内容が入ってくるとよい。

(会長)

最初の県の状況の説明の中でも、特別支援学校の高等部より20ポイント以上高等学校進学が増えているというところで、自閉症・情緒障害特別支援学級の生徒が大勢高等学校に行かれていると思うが、じゃあ行ってどうなのかという実態等調査をされるとか、もう少し見えてくるとよい。するとまた伝えていけるかと思う。何か、その辺り事務局からあるか。

(事務局)

先程も委員からお伺いしたが、高等学校での特別支援教育体制整備事業を今年度から開始し、県内4校の高等養護学校を起点に高等学校での学び、特別支援教育の充実をめざすという部分で、まずは今年度については甲南高等養護学校と長浜北星高等養護学校で、来年度は4校でしっかり進めていくというような中で、特別な教育課程の部分、滋賀県では通級指導教室が設置されている高校が1校だけというところでは、他府県の状況をみるとかなり少ない状況であるというところでは、体制整備事業の中でも先程申しておられ

たような、通級指導教室のさらなる展開や、まずは何より中身の充実、自立活動を、自閉症・情緒障害特別支援学級のお子さんの大半が高等学校に進学されるというような状況の中では、通級による指導を活用していただくということも必要である。また合理的配慮も義務であるというところの押さえをしっかりとし、そういった研修もしっかりしていく中で学校現場の中に浸透して進めていく必要があるかと思っている。ただそのためには、特別支援教育コーディネーターの先生方の御苦労も聞いているので、そういったところをどう進めていくのか、現場の学校が進められるのか、障害のあるお子さんが充実した学校生活を送れるのかということは、具体的に取組を考えながら進めていく必要があるのだろう。先程の特別支援学校のセンター的機能にも関わってくるが、そういったあらゆる手立てを上手に組み合わせながら進めていけたらという思いをもっている。

(委員)

今ちょうど通級の話も出ていたが、例えば言語障害、構音障害のような子がいて、知的障害が軽度ぐらいあるので小さい時はできないが、小学校に入って3・4年生くらいになったらそろそろ構音障害の指導もできるかなとなった時に、在籍が知的障害特別支援学級だと通級指導教室には行けないという現状があるということをよく聞く。県としてはその辺はどうか。知的障害があって学齢期になって構音指導をしたらいいという人には、どこに行ったらいいと言われるのか。発達相談という名目でやってくださっているところもあるし、市町村によって、ことばの教室が幼児期にあるが年長児しか受け入れないとか、児童発達で療育を受けていたらことばの教室には行けないとか、色々な制約がある。国の基準は多分そうなのだが、県として「もうちょっと柔軟な対応をしたらいいよ」というような一言があれば、もうちょっと市町村も変わるのではないかという気がしている。

もう一つ、障害福祉課の方が作られた「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」というのができた。あれには耳の不自由な方だけでなく、意思疎通の難しい方には器具を使ったり、身振りサインを使ったり、絵カードだったり、とにかくいろんな手段を使ってコミュニケーションをするということを促進しましょうと、もちろん事業者だとかもあるが、学校等の役割みたいなものも明記してある。そういう意思疎通が難しいどちらかということと重度の、小さい時からしゃべれない子どもさんの場合は、療育教室でそういう手段を早くから取り入れて切れ目がなないように学校に引き継ぎ、大人になっても継続してこれを使うというようなことが大事だと思う。このような条例があるということ現場の先生たちがどのぐらい御存じなのかという気がする。そういうことをちゃんと明文化して、滋賀県は条例にしてすごいと思った。そういうことを現場の先生が意識して、どれだけ小さい頃から教育や言葉の練習の場でやっておられるのか、やはり小さい時からやっておくということが大事だと思う。現行プランの策定後の国の動き、国連からなど関係事項として挙げてあるので、県の動きが紹介されてもいいのではないかと思う。そういうことを考えて教育に取り入れるという視点があってもいいのではないかと考える。

(会長)

一番の下のところにそういうものがあったとしても、ということで意見いただいた。あと、国の制度どおりではなくもう少し柔軟に通級指導教室を使えるようなことを、と御意見いただいた。なかなか今すぐにお答えは難しいかもしれないが。

(委員)

総合教育センターにおける、通級指導教室の先生の指導に関わらせていただいていたが、通級指導教室が本当に使いにくい面がある。

(会長)

委員の皆様から本当に様々な御意見をいただいた。ぜひ事務局の方で次期計画の策定に活かしていただければと思う。

《議事(3)就学指導の課題と具体的取組について、事務局より説明》

(会長)

ただ今の説明について、御質問、御意見はないか。

(事務局)

一つ、今日欠席の委員より御意見をいただいております、まずは指標を活用する目的や使い方、活用する者は正しく理解しているということがたいへん重要だという意見をいただいている。特に部分だけが切り取られた解釈にならないよう、全体像をしっかりと捉えて判断をしていくということが大事ではないかということや、知的障害がある子どもの縦と横に伸びていく育ちの過程を捉えようとする目で見えていくことが必要であるということをお意見いただいている。その辺りについては、この指標の裏面の「取扱いについて」というところにも載せさせていただいているが、さらにそこがしっかり伝わるような形で文言を加えたり、表の示し方等についても検討したりして、次回皆様にお示しできるとよいと考えている。

(会長)

確かに、これがチェックリストのような感じでチェックしてこちら、こちら、というものは決してないということを、その趣旨を十分に理解できるように、最初に説明があった方がいいのか、その辺りも検討いただけるとよいと思う。あと、よく見ると細かいところの「て・に・を・は」について等、気付いたところは私からも後ほどと思っている。

他に何か御意見等ないか。オンラインの先生方から、何かないか。

(委員)

特に問題ないと思う。

(事務局)

具体的な指標の内容で、先程説明させていただいた中2、中3のA-3「日常生活習慣行動、ライフスキル」のところの「生活の流れが分かるような掲示があれば、生活の流れが分

かり、次の活動を考え準備するなど、自分の行動に見通しをもって過ごせる」といった項目について、先に情報提供されていることが前提であるのかというところで、市町にも確認、共通理解したところだが、委員から「子どもたちの姿を思い返した時には、そのような掲示等が無くてもできるのではないか」という意見もいただいている。確かに、今回事務局で新しく赤色のところを加えさせていただいたが、このような書き方にすると「掲示することで生活の流れが分かり」というところで、「生活の流れが分かる」というところに重きがおかれてしまうということも考える。この項目では、自分の行動に見通しをもって自分で行動する姿を求めるところだと思うので、その辺りが分かるようにということと、中2・中3の段階ということ、日常生活習慣行動ということが、それまでの指導を積み重ねることで身につけていくことでもあるかと思い、事務局案としては一旦このようには書いてあるが、「生活の流れが分かると、次の活動を考え準備するなど、自分の行動に見通しをもって過ごせる」というような項目にしてはどうかと考えている。

(会長)

確かに前の委員会の御意見は、そういう環境が十分整えられているのかということで、必ずしもA3段階だからどうということだけではなかったように思うので、あくまでもそれは前提として考えてということと思うと、今あったように生活年齢であるとかそういうことも加味して文言は考えていく必要があるかと思う。

他、お気づきのことはないか。

では以上で、本日の議事についての協議を終了したいと思うが、またこれについて意見があればどういった形で出したらよいか。

(事務局)

今の指標に関わる資料については、前回の会議の際も、検討中の部分があるので、ホームページで議事録や配付資料を公開する際には掲載せずに改訂が済んだものを掲載することにしていたので、今回の資料も少し修正を図る部分があるということで、改訂したものを掲載するという御了解いただきたい。

また、お気づきのことがあればメール等でお知らせいただきたい。

(会長)

それでは進行を事務局にお返りする。

・閉会挨拶